

? 『多子世帯』とは

難しく書いてありますが、基本的には...
『申請者の父母が扶養する「子ども」が3人以上いる世帯』です!

定義: 生計維持者(原則、学生の父母)の扶養親族※1のうち、「生計維持者の子」や「扶養している生計維持者よりも年長でなく、尊属※2でもない者※3」(以下、『制度上の「子ども」に該当する者』)の合計が**3人以上**いる場合※4

※1扶養親族: ここでいう扶養親族とは、住民税における扶養親族をいい、税の申告(年末調整や確定申告)の手続きを行い対象となつた者(税法上の控除額がない16歳未満の者も税の申告があれば扶養親族に含む)

※2尊属: 祖父母、父母、伯父伯母など、その人よりも上の世代の親族のこと

※3生計維持者の配偶者は、生計維持者が扶養していても対象外です

※4税情報に反映されていない扶養親族であっても、「新たに出生した実子」などは例外として申請者の申告により制度上の「子ども」に該当する者に含めることが可能

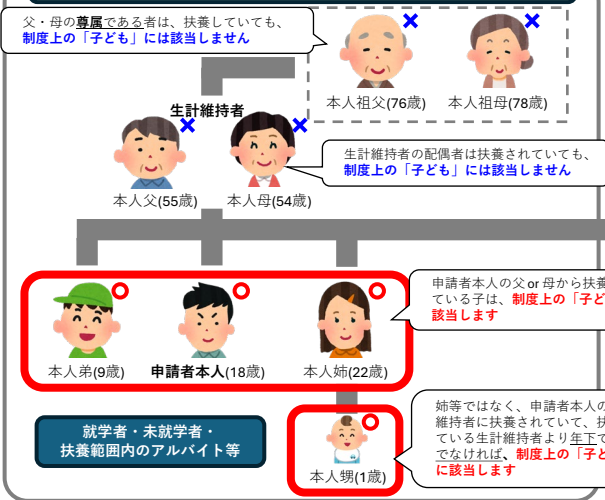
注意

- ・ 年末調整等で申告していない扶養親族はカウントされません! (申告漏れに注意! 特に16歳未満の者)
- ・ 申請者本人は必ず住民税情報上において生計維持者に扶養されている必要があります!
- ・ 「申請時等に入力した制度上の「子ども」に該当する者の数※5」と「住民税情報上における扶養親族の数の合計」のいずれか小さい方の数が3以上である必要があります

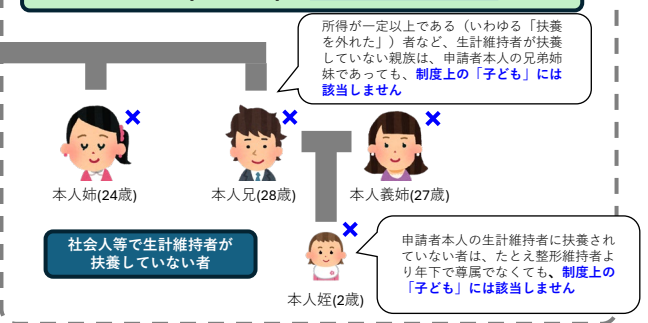
※住民税情報は日本学生支援機構がマイナンバーから取得します

※5入力時点の人数ではありません。詳しくは『?いつ時点の扶養状況が適応されるのか』をご確認ください。
※6申請時等において、生計維持者の扶養親族全員の情報を申告(入力)することで、制度上の「子ども」に該当する者の数が判定されます。詳しくは[こちら](#)。

生計維持者(父・母)が扶養している親族※7



生計維持者(父・母)が扶養していない親族



- : 制度上の「子ども」に該当する者
- × : 制度上の「子ども」には該当しない者

※7扶養親族に該当する人の範囲についての詳細は、[国税庁ホームページ](#)をご確認ください。

? いつ時点の扶養状況が適応されるのか

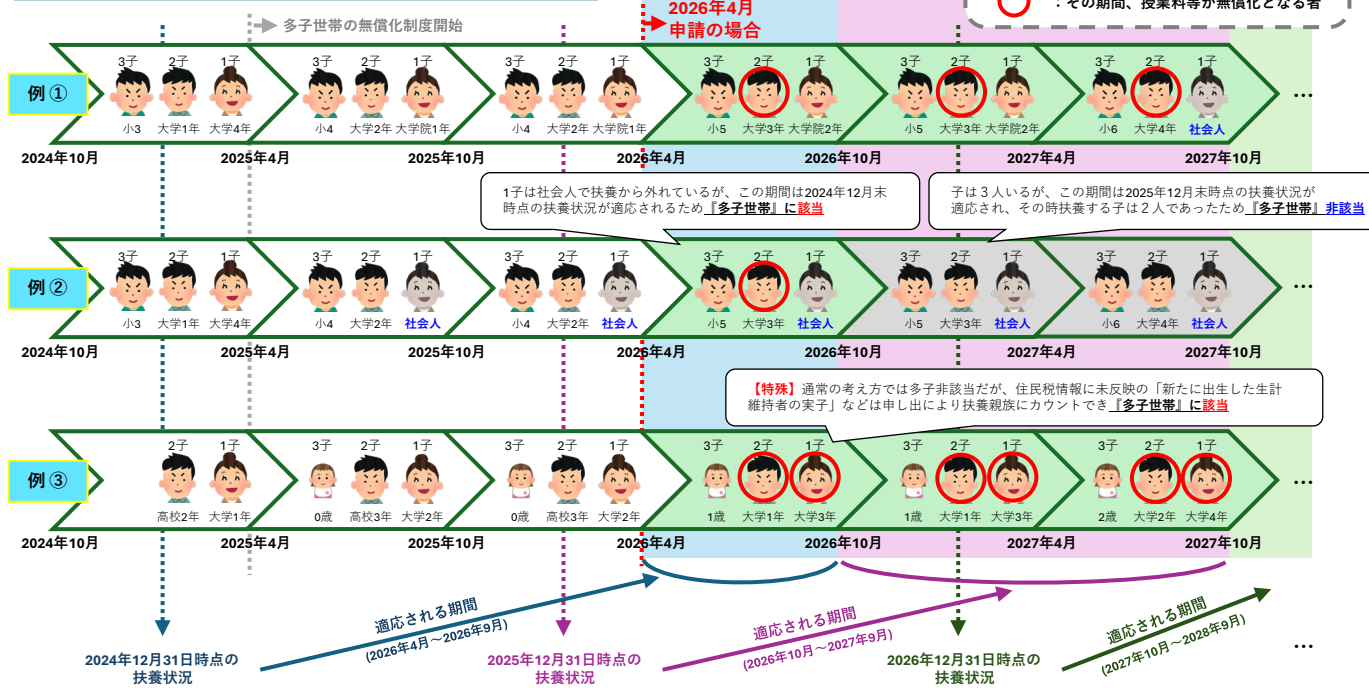
~2026年4月に申請の場合~

2024年12月31日時点の扶養状況が判定に使用されます!

注意

申請の結果、多子世帯の無償化支援の対象と認定された後も、毎年、扶養状況を見直します! 一度「多子世帯」に認定されたからといって、無償化の支援が卒業まで必ず受けられるという制度ではありません!!

- ➡ : 制度上『多子世帯』と認定される期間
- ➡ : 制度上『多子世帯』と認定されない期間
- : その期間、授業料等が無償化となる者



ポイント

ある年の12月31日の扶養状況が、その翌年の10月から1年間適応されます! ※旧し、新たに出生した実子等の例外あり

- 例①: 2026年10月に新規に申請する場合 > 2025年12月31日時点の扶養状況が判定されます。
- 例②: 2026年4月に申請し多子世帯の認定を受けた学生の、2026年10月以降の支援について > 2026年10月以降も引き続き多子世帯の対象となるかについて、2025年12月31日時点の扶養状況を基に再度判定されます。

※信州大学の場合、新規の申請時期は春と秋の年2回です。
※高等教育修学支援新制度に一度採用されれば、採用後も毎年、家計状況や扶養状況が判定されることとなりますが、申請の結果が「不採用」だった者は、再度新たに申請しなければ判定は行われないため、仮に制度に該当するようになったとしても、改めて申請をしなければ支援は受けられません。